

改正案	現行
<p>（同一人に対する信用の供与等）</p> <p>第五条 銀行法第十三条第一項本文に規定する政令で定める特殊の關係のある者は、同項本文に規定する同一人（当該政令で定める特殊の關係のある者を除く。以下この条において「同一人自身」という。）が当該金庫の子会社（法第三十四条第四項に規定する子会社をいう。次条において同じ。）でない場合の次に掲げる者（第八項及び第十一項において「受信合算対象者」という。）とする。</p> <p>一 同一人自身が会社である場合における次に掲げる者</p> <p>イ 八（略）</p> <p>二 会社以外の者であつて、当該同一人自身の総株主等の議決権（法第三十四条第五項に規定する総株主等の議決権をいう。以下同じ。）の百分の五十を超える議決権（同項に規定する議決権をいう。以下この条において同じ。）を保有するもの</p> <p>ホ 会社以外の者であつて、当該同一人自身を子会社とする会社の総株主等の議決権の百分の五十を超える議決権を保有するもの</p> <p>ヘ 二又はホに掲げる者がその総株主等の議決権の百分の五十を超える議決権を保有する会社（当該同一人自身及び口に掲げる</p>	<p>（同一人に対する信用の供与等）</p> <p>第五条 銀行法第十三条第一項本文に規定する政令で定める特殊の關係のある者は、同項本文に規定する同一人（当該政令で定める特殊の關係のある者を除く。以下この条において「同一人自身」という。）が当該金庫の子会社（法第三十四条第四項に規定する子会社をいう。次条において同じ。）でない場合の次に掲げる者（第八項及び第十一項において「受信合算対象者」という。）とする。</p> <p>一 同一人自身が会社である場合における次に掲げる者</p> <p>イ 八（略）</p> <p>二 会社以外の者であつて、当該同一人自身の発行済株式の総数等（法第三十四条第五項に規定する発行済株式の総数等をいう。以下同じ。）の百分の五十を超える数又は額の株式等（法第三十四条第五項に規定する株式等をいう。以下この条において同じ。）を所有するもの</p> <p>ホ 会社以外の者であつて、当該同一人自身を子会社とする会社の発行済株式の総数等の百分の五十を超える数又は額の株式等を所有するもの</p> <p>ヘ 二又はホに掲げる者がその発行済株式の総数等の百分の五十を超える数又は額の株式等を所有する会社（当該同一人自身及</p>

会社に該当するものを除く。)及び当該会社の子会社

ト 当該同一人自身又はイから八まで若しくはへに掲げる会社(第四項において「合算会社」という。)及びニ又はホに掲げる者がその総株主等の議決権の百分の五十を超える議決権を保有する他の会社(イから八まで又はへに掲げる会社に該当するものを除く。)

二 同一人自身が会社以外の者である場合における次に掲げる者

イ 当該同一人自身がその総株主等の議決権の百分の五十を超える議決権を保有する会社(以下この項及び第四項において「同一人支配会社」という。)

ロ 当該同一人自身及びその一若しくは二以上の同一人支配会社又は当該同一人自身の一若しくは二以上の同一人支配会社がその総株主等の議決権の百分の五十を超える議決権を保有する他の会社(イに掲げる会社に該当するものを除く。)

2 前項第一号に規定する子会社とは、会社がその総株主等の議決権の百分の五十を超える議決権を保有する他の会社をいう。この場合において、会社及びその一若しくは二以上の子会社又は当該会社の一若しくは二以上の子会社がその総株主等の議決権の百分の五十を超える議決権を保有する他の会社は、当該会社の子会社とみなす。

3 法第三十四条第六項の規定は、第一項各号の場合においてこれら

びロに掲げる会社に該当するものを除く。)及び当該会社の子会社

ト 当該同一人自身又はイ、ロ、ハ若しくはへに掲げる会社(第四項において「合算会社」という。)及びニ又はホに掲げる者がその発行済株式の総数等の百分の五十を超える数又は額の株式等を所有する他の会社(イ、ロ、ハ又はへに掲げる会社に該当するものを除く。)

二 同一人自身が会社以外の者である場合における次に掲げる者

イ 当該同一人自身がその発行済株式の総数等の百分の五十を超える数又は額の株式等を所有する会社(以下この項及び第四項において「同一人支配会社」という。)

ロ 当該同一人自身及びその一若しくは二以上の同一人支配会社又は当該同一人自身の一若しくは二以上の同一人支配会社がその発行済株式の総数等の百分の五十を超える数又は額の株式等を所有する他の会社(イに掲げる会社に該当するものを除く。)

2 前項第一号に規定する子会社とは、会社がその発行済株式の総数等の百分の五十を超える数又は額の株式等を所有する他の会社をいう。この場合において、会社及びその一若しくは二以上の子会社又は当該会社の一若しくは二以上の子会社がその発行済株式の総数等の百分の五十を超える数又は額の株式等を所有する他の会社は、当該会社の子会社とみなす。

3 法第三十四条第六項の規定は、第一項各号の場合においてこれら

の規定に規定する者が保有し、又は保有される議決権について準用する。

4～12 (略)

(銀行法を準用する場合の読替え)

第七条 法第九十四条第二項の規定による銀行法の準用についての技術的読替えは、次の表のとおりとする。

第八条第三項	内閣府令	第四条第四項	(略)	読み替える銀行法の規定	読み替えられる字句
		第一項	前二項の規定による審査の基準に照らし公益上必要があると認めるときは	(略)	読み替える字句
内閣府令・厚生労働		労働金庫法(昭和二十八年法律第二百一十七号)第六条	公益上必要があると認めるときは	(略)	読み替える字句

の規定に規定する者が所有し、又は所有される株式等について準用する。

4～12 (略)

(銀行法を準用する場合の読替え)

第七条 法第九十四条第二項の規定による銀行法の準用についての技術的読替えは、次の表のとおりとする。

		第四条第四項	(略)	読み替える銀行法の規定	読み替えられる字句
		第一項	前二項の規定による審査の基準に照らし公益上必要があると認めるときは	(略)	読み替える字句
		労働金庫法(昭和二十八年法律第二百一十七号)第六条	公益上必要があると認めるときは	(略)	読み替える字句

(略)	(略)	第五十六条(第四号から第九号までを除く。)				(略)
(略)	(略)	第二十七条	第二十七条又は第二十八条	第四条第一項	第四十一条第四号	(略)
(略)	(略)	労働金庫法第九十五条	労働金庫法第九十五条	同法第六条	労働金庫法第三十条第一号	(略)

(略)	(略)	第五十六条(第四号を除く。)				(略)
(略)	(略)	第二十七条	第二十七条又は第二十八条	第四条第一項	第四十一条第四号	(略)
(略)	(略)	労働金庫法第九十五条	労働金庫法第九十五条	同法第六条	労働金庫法第三十条第一号	(略)